

欠損金の繰戻し

Q : 当社は、設立4年目の中小企業です。前期は黒字だったのですが、今期は赤字になってしまいました。欠損金の繰戻しができると聞いたのですが、この制度はどういう制度なのですか？

A : 欠損金の繰戻し制度は、現在不適用になっているのですが、例外的に設立後5年を経過する日を含む事業年度については、中小企業者に限り適用できることとなっています。

【解説】

欠損金の繰戻し制度とは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金について、その事業年度(欠損事業年度)の開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度(還付事業年度)の所得に対する法人税の額のうち、次の算式により計算した金額を還付してくれる制度ですが、平成4年4月1日から平成20年3月31日までに終了する事業年度において生じた欠損金額については、不適用とされています。

還付事業年度の法人税額×欠損事業年度の欠損金額÷還付事業年度の所得金額

したがって、この期間に終了する事業年度に生じた欠損金額は、原則として、翌期以降7年間にわたって繰り越して控除していくこととなります。

ただし、この規定は、青色申告書を提出する中小企業者の設立後5年を経過する事業年度については適用されないこととされていますので、要件を満たしている中小企業者については、繰戻し還付の適用が受けられることとなっています。

